



みくには
ハートに愛

みくに労務管理事務所便り

11月7日(火)に別紙のとおり第2回研修会を開催します。
3月までに無期転換への対応が必要です。是非ご参加下さい。

2017年9月1日発行 営業時間：平日 8時30分～17時30分
連絡先：〒371-0014 群馬県前橋市朝日町三丁目12番20号
電話：027-243-5600 FAX：027-224-4393
URL：<http://www.e-392.com>

来年4月から本格化する「無期転換ルール」に関する調査結果

◆改正労契法で定められたルール

2013年に「改正労働契約法」が施行され、同法18条により、同じ事業主の下で契約更新が繰り返されて通算5年を超えた有期契約労働者は、本人の申出により「無期雇用」として働くことができるようになりました(いわゆる『無期転換ルール』)。

施行から5年が経過する来年(2018年)4月1日から本格的に、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換できる権利を有する労働者が生じることとなりますが、そんな中、連合から『有期契約労働者に関する調査報告』が発表されました。

◆ルールの認知度は？

この調査は、本格的に無期労働契約への転換が始まる前に、有期契約労働者の改正労働契約法についての認知状況や考えを把握するため、今年4月に実施されたものです(有効回答者数：1,000名)。

まず、『無期転換ルール』について、「ルールの内容まで知っていた」は15.9%にとどまっており、「ルールができたことは知っているが、内容までは知らなかった」が32.9%、「ルールができたことを知らなかった」が51.2%で、この2つを合計した『内容を知らなかった』は84.1%となっています。

ルールの対象者となる労働者の中ではまだまだ認知度が低いようです。

◆ルールに対する考え方

また、『無期転換ルール』についての考えを尋ねたところ、「契約期間が無期になるだけで待遇が正社員と同等になるわけではないから意味が無い」が54.5%で最も割合が高く、次いで「無期契約に転換

できる可能性があるのでモチベーションアップにつながる」が37.1%、「契約更新して働き続ける可能性が狭まる」が31.3%となっています。

◆会社としての対応は？

いずれにしても来年4月からこの『無期転換ルール』の適用が本格化するわけですから、「まだ何も対応していない」という会社では、まずは対象となる従業員に対して制度(ルール)を説明し、あわせて無期転換となる労働者の待遇の決定、規定の整備等を行う必要があります。

9月の税務と労務の手続提出期限

11日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>[公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出
<前月以降に一括有期事業を開始している場合>
[労働基準監督署]

10月2日

- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>
[公共職業安定所]

当社HPでは新聞掲載コラム(バックナンバー)や各種セミナーのご案内を随時発信しています。
ホームページ：<http://www.e-392.com/>
(QRコードは右記)



高年齢雇用継続給付金

Q 来月60歳の誕生日を迎えます。勤務先の定年は60歳ですが希望すれば65歳まで勤務することが出来ます。継続勤務をすると受けられる給付があると聞きました。詳しく教えて下さい。

A ご質問の給付はハローワークから支給される高年齢雇用継続給付金と呼ばれるものです。ハローワークの給付は失業した時に受取る失業保険（基本手当）のイメージが強いですがその他にも様々な給付制度があります。特に育児休業給付金や介護休業給付金そして高年齢雇用継続給付金は社労士事務所でも頻繁に行う手続きの一つです。

高年齢者雇用安定法による企業への65歳までの雇用義務についてはだいぶ浸透し、企業側でも貴重な人材として継続勤務を期待する傾向は益々強くなっています。社員側でも厚生年金の支給が徐々に先送りとなるなか多くの方から継続勤務の希望が生じています。

今回はご質問をいただいた高年齢雇用継続給付金についてその仕組みをご紹介します。

まず、支給を受けることができるのは、60歳以上65歳未満の雇用保険に加入している方で加入期間が5年以上あり、原則60歳時の給与に比べて75%未満となった方です。支給額は60歳以後の各月に支払われた給与に基づいて計算され最高で各月に支給された給与の15%となっています。

例えば、60歳時の給与額が40万円の方が、継続勤務となり給与が24万円となった場合、高年齢雇用継続給付は24万円の15%の3万6千円となります。給与はダウンしてしましますがハローワークからこの給付を受けることができます。高年齢雇用継続給付金は非課税で所得税もかかりません。場合によっては社会保険料も同日得喪により減額となります。先ほどの40万円から24万円のケースでは一ヶ月約2万5千円 of 社会保険料が減額となります。さすがに定年前の手取収入は確保できませんが会社にも本人にもありがたい補填になります。

実際の手続きは最初に運転免許証などの書類を添付して受給要件の確認をしたうえで以降2ヶ月に一度前2ヶ月分の賃金台帳や出勤簿を添付して申請します。

その後特別支給の老齢厚生年金を受けるようになった時には働く日数や労働時間が厚生年金加入しなくてはならない勤務状況の場合は、在職老齢年金による年金の減額に加えて高年齢雇用継続給付金の受給による年金の減額が生じる場合があります。減額率は最高で標準報酬月額6%となっています。先の事例の場合24万円の6%で約1万4千円となります。

その他、60歳以降退職して失業保険（基本手当）を受給した場合でも、支給残日数等の要件を満たす場合には高年齢再就職給付金を受給できる場合があります。

いずれにしろ申請には毎回の証明を受けるなど勤務先の協力が必要です。ご相談のうえ手続きをすすめて下さい。